

各務原市地域活動支援センター事業実施要綱

(平成18年9月29日決裁)

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 地域活動支援センター事業

第1節 精神障害者ケア事業（第3条—第7条）

第2節 障害者デイサービス事業（第8条—第11条の2）

第3節 小規模作業所事業（第12条—第16条）

第3章 雑則（第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、各務原市地域生活支援事業実施規則（平成18年規則第71号。以下「規則」という。）第2条第1項第10号に規定する地域活動支援センター事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この事業は、規則第5条に規定する障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）を地域活動支援センターに通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行うことにより、障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とし、次に掲げる事業を行うものとする。

（1）精神障害者ケア事業

（2）障害者デイサービス事業

（3）小規模作業所事業

第2章 地域活動支援センター事業

第1節 精神障害者ケア事業

（事業の内容）

第3条 精神障害者ケア事業（以下「ケア事業」という。）とは、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を行うことをいう。

第4条 削除

(事業の委託)

第5条 市長は、ケア事業を、適切な事業運営を行うことができると認められた社会福祉法人その他の団体に委託することができる。

(委託料)

第6条 委託料は、別表第1のとおりとする。

(費用の負担)

第7条 ケア事業の利用については、無料とする。ただし、食料費、教材費等に要する実費相当額は、利用者の負担とする。

第2節 障害者デイサービス事業

(事業の内容)

第8条 障害者デイサービス事業（以下「デイサービス事業」という。）とは、社会参加を希望する在宅障害者に対し、交流の場を提供し、創作活動、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行うことをいう。

2 デイサービス事業は、規則第11条及び第12条の規定による地域生活支援給付をもって行うものとする

(利用の申請)

第9条 デイサービス事業を利用しようとする障害者又はその保護者は、各務原市地域生活支援事業利用（変更）申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して市長に申請しなければならない。

(利用の決定)

第10条 市長は、前条の申請を受けたときは、申請内容を審査し、利用の可否を各務原市地域生活支援事業利用（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(費用の負担)

第11条 デイサービス事業の利用の決定を受けた者は、別表第2に定める額の10分の10に相当する額を負担しなければならない。

2 前項の費用負担のほか、利用者は、食料費、材料費等に要する実費相当額を負担しなければならない。

(事業者への支払)

第11条の2 市長は、利用者が事業者から第10条の利用の決定に基づく事業に係るサービスを受けたときは、事業に要した費用から前条の規定による利用者負担の

額を控除した額を事業者に支払うものとする。

- 2 事業者は、事業を実施した翌月の10日までに、各務原市地域生活支援事業費請求書（様式第3号）に必要な書類を添付して市長に費用の請求をするものとする。

第3節 小規模作業所事業

（事業の内容）

第12条 小規模作業所事業（以下「作業所事業」という。）とは、地域において雇用・就労が困難な障害者等に対し、生産活動の機会を提供し、自活に必要な訓練等を行うことをいう。

- 2 作業所事業は、規則第11条及び第12条の規定による地域生活支援給付をもって行うものとする。

（利用の申請）

第13条 作業所事業を利用しようとする障害者等又はその保護者は、各務原市地域生活支援事業利用（変更）申請書に必要な書類を添付して市長に申請しなければならない。

（利用の決定）

第14条 市長は、前条の申請を受けたときは、申請内容を審査し、利用の可否を各務原市地域生活支援事業利用（却下）通知書により、当該申請者に通知するものとする。

（費用の負担）

第15条 作業所事業の利用の決定を受けた者は、別表第3に定める額の100分の10に相当する額を負担しなければならない。

- 2 前項の費用負担のほか、利用者は、食料費、教材費等に要する実費相当額を負担しなければならない。

（事業者への支払）

第16条 市長は、利用者が事業者から第14条の利用の決定に基づく事業に係るサービスを受けたときは、事業に要した費用から前条の規定による利用者負担の額を控除した額を事業者に支払うものとする。

- 2 事業者は、事業を実施した翌月の10日までに、各務原市地域生活支援事業費請求書に必要な書類を添付して市長に費用の請求をするものとする。

第3章 雑則

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 デイサービス事業又は作業所事業（以下この項において「事業」と総称する。）を行う者は、令和2年4月15日から同年6月30日までの期間において、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症が発生したことによる市からの要請を受けて事業を縮小し、又は休業する場合（令和2年4月1日から同年4月14日までの期間において事業者にしん酌すべき特段の事情があり、市からの要請によることなく事業を縮小し、又は休業する場合を含む。）は、第8条第1項又は第12条第1項の規定にかかわらず、利用者に対し、代替サービス（電話、利用者の居宅への訪問等による利用者の健康管理、相談支援その他事業に代わる支援として市長が認めるものをいう。以下同じ。）を行うことができる。
- 3 代替サービスに係る利用者負担金の額は、無料とする。
- 4 市長は、利用者が事業者から代替サービスを受けたときは、利用者1人当たり日額5,000円を事業者に支払うものとする。
- 5 第11条の2第2項及び第16条第2項の規定は、代替サービスに係る費用の請求について準用する。

附 則（平成22年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成24年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成25年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成27年12月28日決裁）

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月15日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の各務原市地域活動支援センター事業実施要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

別表第1（第6条関係）

事業	委託料の額
精神障害者 ケア事業	地域活動支援センターが実施する精神障害者ケア事業に係る費用を、岐阜圏域内の市町の人口割によって算出された額

別表第2（第11条関係）

事業	報酬単価	加算額
障害者デイサービス事業	1,000円/時間	送迎加算 片道540円

別表第3（第15条関係）

事業	報酬単価	加算額
小規模作業所事業	5,000円/日	重度加算 500円

備考 この表において、「重度加算」の対象者は、療育手帳A, A1, A2、身体障害者手帳1, 2級、精神保健福祉手帳1, 2級の者をいう。

様式第 1 号（第 4 条関係）

各務原市地域生活支援事業利用（変更）申請書

（宛先）各務原市長

次のとおり申請します。

以下の申請内容について、市が利用者負担額の認定に必要な私の世帯の所得（収入）情報・市町村民税の課税情報について、調査・閲覧することに同意します。また、サービス利用に係る（利用者負担分を除く。）費用については、サービス事業所が各務原市から代理受領することに同意します。

申請年月日 年 月 日 氏名 印

利用者（申請者）氏名	生年月日	年齢	住所 〒 —
個人番号：	・ ・	歳	電話（ ） —
身体障害者手帳（ 級） 第 号	療育手帳（ ） 第 号		精神障害者保健福祉手帳（ 級） 第 号
保護者（児童の場合）	生年月日	続柄	
個人番号：	・ ・		
申請サービス名称	利用時間 回数／月	申請理由	
特記事項			
障害福祉サービス利用状況		介護保険認定・利用状況	
期間	期間		

●利用者（申請者）の世帯は、下記のとおりです。

続柄	氏名	生年月日	備考
本人		. .	
		. .	
		. .	
		. .	
		. .	

●利用者（申請者）の世帯は、下記の世帯（A・B・C・Dのいずれかに○をつけてください。）に属します。

- A 生活保護受給世帯
- B 市町村民税 非課税世帯
- C 市町村民税 課税世帯で所得割額の合計額が16万円未満
- D 市町村民税 課税世帯で所得割額の合計額が16万円以上

代理申請者

ふりがな		関係	
氏名			
住所	〒 — 電話番号（ ） —		

年 月 日

様

各務原市長

各務原市地域生活支援事業利用決定（却下）通知書

下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

記

氏名

支給決定日

利用者負担上限額

サービスの種類

（教示）

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

各務原市地域生活支援事業費請求書

(請求先) 各務原市長

請求金額			百万			千			円
------	--	--	----	--	--	---	--	--	---

内 訳	平成	年	月分			
	事業名			明細書件数	金額	
	合 計					

上記のとおり請求します。

年 月 日

事業所番号										
請求事業者	住 所 (所在地)									
	電話番号									
	名 称									
	職・氏名									